

議案第 12 号

橋本市災害対策本部条例の一部を改正する条例について

橋本市災害対策本部条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 24 年 9 月 3 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市災害対策本部条例の一部を改正する条例

橋本市災害対策本部条例(平成18年橋本市条例第26号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、災害対策基本法(第36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、橋本市災害対策本部(以下「本部」という。)に 関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、災害対策基本法(第36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、橋本市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し 必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。